平成２２年（フ）第２０３号
栃木県小山市大字神鳥谷282番地３
債務者　栃木　幸子
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蓬田　勝美
４　破産債権の届出期間　平成23年２月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月15日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第８２９号
静岡県焼津市坂本1024番地
債務者　小畑　榮一
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　紀子
４　破産債権の届出期間　平成23年２月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月16日午後１時40分
６　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
長野県下伊那郡豊丘村大字神稲1481番地
債務者　宮下久美子
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川島　一慶
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月15日午後２時
６　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第７６８号
岐阜県羽島郡笠松町上本町23番地
債務者　杉山　礼子
１　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
４　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月12日午前11時40分
６　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９０号
岐阜市塩町２丁目29番地
債務者　鳥内　　博
１　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
４　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年４月12日午前10時40分
６　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７５１号
新潟市西区青山１丁目３番１号　ダイアパレス青山弐番館301号
債務者　長谷川泰治
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平　　哲也
４　破産債権の届出期間　平成23年２月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８７５号
兵庫県姫路市御国野町深志野979番地
債務者　井上　光廣
１　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　省吾
４　破産債権の届出期間　平成23年１月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月９日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４１号
兵庫県姫路市太市中783番地
債務者　岡本　正子
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊井　公策
４　破産債権の届出期間　平成23年１月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４号
大分県佐伯市蒲江大字楠本浦715番地
債務者　高野　由佳
１　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生野　裕一
４　破産債権の届出期間　平成23年２月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年３月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
広島県尾道市因島重井町3823番地13
債務者　武重　絵美
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山脇　将司
４　破産債権の届出期間　平成23年１月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
宮崎県都城市平江町６街区12号　サンライズ平江203号
債務者　丸山　辰雄
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
４　破産債権の届出期間　平成23年２月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１９３号
北海道登別市富岸町２丁目９番地11　太陽マンション105号
債務者　影山　國男
１　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高村　真人
４　破産債権の届出期間　平成23年１月27日まで
５　一般調査期間　平成23年２月14日から平成23年２月25日まで
６　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第３５７７号
名古屋市西区鳥見町２丁目22番地の１　パークシティ鳥見Ａ棟407号
債務者　ケンズコーポレーションこと　宮澤　賢太
１　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲垣　智彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後４時
５　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部